



### 全国の家賃・間取り動向及びグループ内の問い合わせ動向

## 「データCLIP」ケイアイお役立ち情報

■全国賃貸物件家賃動向

31年4月末調査

都道府県	1部屋		2部屋		3部屋		総平均賃料		東京100%水準
	(円)	前年同月比	(円)	前年同月比	(円)	前年同月比	(円)	前年同月比	
埼玉県	52,373	-0.2%	62,449	0.4%	72,165	-0.8%	59,288	-1.5%	82%
千葉県	51,027	-2.4%	59,816	1.3%	72,665	0.6%	57,284	-0.7%	79%
東京都	68,354	1.5%	87,592	2.2%	93,384	-2.4%	72,332	1.2%	100%
神奈川県	56,528	-0.9%	74,297	-0.6%	86,004	0.5%	65,269	-0.1%	90%
静岡県	48,017	3.3%	57,100	5.8%	64,131	1.4%	53,462	3.8%	74%
愛知県	47,419	-2.4%	55,206	-3.2%	61,153	-2.6%	52,346	-2.8%	72%
奈良県	43,288	3.8%	53,794	13.6%	55,962	3.1%	50,392	9.4%	70%
和歌山	39,673	-10.5%	48,663	-1.7%	52,649	-1.6%	45,871	-5.5%	63%
京都府	50,800	1.3%	67,920	-1.2%	75,572	-1.1%	55,200	0.6%	76%
大阪府	54,476	-1.9%	68,469	3.4%	75,660	0.3%	59,500	-1.6%	82%
兵庫県	50,308	-3.8%	62,905	-2.6%	77,546	0.7%	58,566	-4.1%	81%
鳥取県	39,309	-1.2%	49,308	2.2%	58,014	-2.4%	45,213	-1.5%	63%
岡山県	43,760	1.3%	53,632	-0.8%	52,444	-2.0%	48,764	-0.6%	67%
島根県	43,518	0.2%	52,747	-0.4%	53,346	-12.6%	48,786	-1.8%	67%
広島県	47,970	0.8%	59,513	0.7%	66,920	-0.3%	53,550	-0.3%	74%
山口県	38,701	3.5%	51,017	3.8%	62,077	6.4%	47,118	5.8%	65%
徳島県	40,806	11.6%	48,527	2.0%	56,371	-10.7%	47,254	2.5%	65%
香川県	43,041	2.8%	50,121	-1.0%	57,599	-2.4%	47,951	-0.2%	66%
愛媛県	40,263	2.9%	49,649	1.1%	53,338	-2.3%	46,097	0.4%	64%
高知県	42,891	3.0%	54,119	-0.4%	59,284	0.6%	48,232	1.5%	67%
福岡県	47,202	1.0%	61,741	0.5%	67,215	0.5%	54,242	0.8%	75%
全国	49,760	0.6%	57,869	0.2%	65,851	-0.8%	54,327	0.1%	75%

※資料出所: 全管協共済会 小額短期保険契約実績より  
※総平均賃料は、1部屋から3部屋まですべてのデータより算出したものです。

■お客様から当グループへの物件問い合わせ家賃動向(参考)

31年4月末調査

所在地	1部屋		2部屋		3部屋		総平均賃料		東京100%水準
	(円)	前年同月比	(円)	前年同月比	(円)	前年同月比	(円)	前年同月比	
広島市/廿日市	48,954	4.1%	63,822	-7.5%	65,869	-16.3%	57,527	-6.2%	80%
三原市	43,000	-2.3%	46,900	-10.8%	60,600	-5.3%	50,100	-6.4%	69%
福山市	41,600	-9.8%	59,900	-6.7%	61,000	-23.8%	54,100	-14.7%	75%
倉敷市	43,183	3.9%	54,436	-1.9%	57,286	-14.5%	50,693	-0.7%	70%
岡山市	47,350	4.2%	53,810	-0.1%	67,144	7.8%	54,477	0.1%	75%

## 不動産関連のトラブル事例 その54

このコーナーでは毎回、国土交通省「不動産トラブル事例データベース」より様々な事例をピックアップしてご紹介します。

◆**事例の概要**◆  
 今回は、「公序良俗に反し無効とされた売買契約」についてです。  
 売主Xは、知的能力がやや劣っており、消費者金融等から総額600万円の借入れをしていました。所有する土地の登記簿権利証はXの父が保管し、実印等は勤務先に預けていた。Xに借金があつた事を知っていた元同僚のAは、知人Yの家を連れて行き、Yが本件土地を実勢価格より著しく低い2,000万円で購入受けることとし、現金10万円を交付した。Xは、登記簿権利証等を所持していない旨を告げた。Yは、Xの改印手続をすするよう言われ、手続を受領した。Yは、Xを連れて司法書士事務所にいき、所有権移転登記手続を依頼し、司法書士は本人確認と登記の意思確認をした上で委任状の押印をさせ、登記済

権利証がないため司法書士が保証人となり登記手続を行う事にした。その後、Xは、Yの指示でAと行動を共にし、郵便物を郵便局に留め置く手続をした上で、法務局からの回答書を受領し、登記がなされた。Yは、本件土地を買い受けたとして、Xらに対して建物収去土地明渡等を求め、XはYに対し、本件売買契約は無効であるとして、本件土地の所有権移転登記の抹消登記手続を求めた。  
 ◆**判決の内容**◆  
 他人の無思慮、窮迫に乗じて不当な利益を得る暴利行為や不正な取引行為などは、公の秩序に反し無効であるとして解されている。本判決は、契約の内容のみならず、取引を総合的に考慮して公序良俗違反と判断したものである。

※出典: 国土交通省「不動産トラブル事例データベース」

## 役員室だより

(株)ケイアイホーム 広島法人営業課 島田昌美マネージャー

私は、宇品店に始め4つの店舗での営業経験を積んだ後に、法人様相手のテナント営業課へ転属となり、昨年7月からは主に社宅案件を扱う法人営業課に配属されました。

この課では、企業様からのご要望に沿った社宅を迅速にご提案し、契約、更新、解約等の諸手続きの全てを代行しています。私の仕事は、主に大手の社宅管理代行会社から求められる社宅物件のご提案です。先ずは、電話で代行会社から案件の微細なご要望と条件をお聞きし、それに見合った物件をご提案していますが、今までの数多くの物件を見て来た店舗営業での経験がとて役に立っています。特に記憶が明瞭な物件だと、調べる手間もなく即座に情報を提供出来ます。しかし、電話ばかりしていることで運動不足になりがちになるので、この課での私自身の最大の課題です。ですから、ダイエットと筋力アップを兼ねて、週2回はジムに通っています。現在は、実際の物件案内を

益々増加する社宅案件、シニアの奪い合いレースに勝ち抜きたい。

### 島田昌美プロフィール



- ◆生年月日/ 1982年8月3日
- ◆出身地/ 広島県
- ◆好きなこと/ 掃除
- ◆趣味/ スポーツジム、映画鑑賞
- ◆座右の銘/ 特になし
- ◆いま最も興味あること/ ゴルフ、加圧トレーニング
- ◆好きな食べ物/ アメリカンチェリー

店舗スタッフの方で対応してもらっていますが、この7月からは物件案内も課の方で出来る体制になりますので、今までより外へ出る機会が増えて多少は運動不足が解消されるかと思うとうれしいです。

今後の目標としては、成約率、成約数をもっと上げて、法人営業課を大きくする事です。また、女性が働きやすい職場にしていきたい事も、これからのテーマです。

最後になりましたが、社宅だけでなくテナント案件にも自信があります。きっとご満足頂ける結果をご提供出来ると思いますので、オーナーの皆様ぜひお気軽にご相談ください。

## 賃貸経営者が知っておきたい “あれ屋これ家” 税務編 61

岡山さくら税理士法人 代表税理士 吉田陽介



「消費税10%改正特集その(1)」  
 皆様こんにちは。今月号が届く頃は、世の中は選挙戦真っ只中だと思われれます。一部で囁かれていた消費税10%の延期という選挙戦の「ウルトラC」ですが、その可能性は低いと個人的には見ております。従って、今月号から3回シリーズで「消費税10%改正特集」をお届けします。

さて、10月1日から現在の8%から原則10%に上がる訳ですが、例外として8%に据置かれるものがあります。

①経過措置の8%と②軽減税率の8%です。その内の②軽減税率の8%は、マスクミで度々取り上げられていて、例えばマクドナルドのイートインは10%、テイクアウトは8%等々です。この話は次月号以降にお届けします。

①経過措置の8%は、住宅や自動車などの大きな買物の増税前の

「消費税率10%改正特集その(1)」  
 駆け込み緩和や、税率引上げ前後の混乱防止のために設けられていて、主なものとして、①工事請負等と②資産貸付等があります。オーナー様にとつて影響があると考えられるのが①工事請負等です。これは、例えば戸建契約を3月31日までにすれば、10月1日以降に完成しても8%のままというものです。主にファミリー層の入居者が多い物件の場合、10月以降に退居が増える可能性があるに注意です。また①資産貸付等は、3月31日までに契約してれば8%に据置くとはいえませんが、居住用は非課税なので関係ないです。テナントや2台目駐車場についても、契約書に「賃料の改定協議可」の文言が入っている場合は経過措置対象外となるので、多くの場合10%となります。